

生徒会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、シンガポール日本人学校中学部生徒会と称する。

第2条 目的

本会は、生徒の自主的、創造的活動によって運営されるもので、「生徒の生徒による生徒のための生徒会」を信条とし、健全な学校社会の建設に努めると共に、生徒相互の親睦を図り、有能な社会人となるための資質を身につけることを目的とする。

第3条 会員

- ①本会は本校に在籍する全校生徒をもって構成する。
- ②本会の会員は、役員、委員の選挙権及び被選挙権を有し、又、諸活動に参加する義務を負う。

第2章 機関

第4条 本会は目的遂行のため、次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 生徒会執行部
3. 中央委員会
4. 専門委員会
5. 選挙管理委員会

第3章 生徒総会

第5条 最高議決機関

生徒総会は、本会最高の議決機関であり、すべて重要事項は総会の承認を得なければならない。

第6条 招集

年1回の定例生徒総会を開くが、次の場合は臨時生徒総会を開く。

1. 会長が必要と認めたとき

2. 全会員の3分の1以上の要請があったとき

第7条 定足数、議決

生徒総会は、全会員の5分の4以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成をもって可決される。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

第8条 決議事項

生徒総会は、次の事項を審議し、決定する。

1. 年間活動計画
2. 専門委員会から出された議案
3. 全校生徒に訴えたいこと
4. その他の重要事項

第4章 生徒会執行部

第9条 構成

生徒会執行部(以下執行部)は次の役員によって構成される。

1. 会長(1名)
2. 副会長(1・2年各1名 計2名)
3. 書記(1年2名 2年2名)

会長、副会長、書記は、生徒会役員選挙規定に基づき公選される。

第10条 任務

執行部は生徒会の中心となって企画立案執行にあたる。各位役員は次の任務を負う。

1. 会長は執行部を代表し、その最高責任を負う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 書記は、執行部の活動と総会の記録及び記録の保管にあたる。

第11条 任期

役員任期は1年とする。

期間は任命式より、翌年の任命式までとする。

第12条 兼任の禁止

執行部と専門委員を兼任することはできない。

第5章 中央委員会

第13条 構成

- ①中央委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関で、生徒会執行部及び専門委員会の委員長によって構成される。
- ②拡大中央委員会は、生徒会執行部、専門委員会の委員長及び各学級の学級委員によって構成される。

第14条 任務

中央委員会は、執行部の円滑な運営を援助し、生徒会活動の推進の担い手となる。

1. 中央委員会の委員長は生徒会長とし、その最高の責任を負う。
2. この会の副委員長は副会長とし、会長不在の時はその代理をする。

第15条 定足数、議決

中央委員会は全員出席を原則とするが、やむを得ない事情があるときは、各委員会より1名の代理出席を認める。議決は、その過半数をもって可決され、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第16条 議決事項

中央委員会は、各専門委員会及び、各学級から選出された議案を審議し、決定する。

第6章 専門委員会

第17条 専門委員会の種類

本会は次の8つの常設委員会と2つの特設委員会を持ち、本会の目的遂行のため、中央委員会の決定に基づいて活動する。

常設委員会

1. 学級委員会

学級の代表として各学級及び学年をまとめる。また、学校及び学年行事を推進するための中心となる。

2. 生活委員会

本校生徒が生徒心得に基づいて、充実した学校生活を送れるように努める。

3. 環境委員会

学校の美化活動や緑化活動などの環境整備、リサイクル活動を行う。

4. 国際委員会

国際行事における活動及びボランティア活動を行う。

5. 放送委員会

毎日学校生活を楽しく円滑にするために、必要な放送活動を行う。

6. 図書委員会

読書の充実と啓発、図書館運営の補助を行う。

7. 体育委員会

体育館の施設や備品の管理、および体育的行事の企画運営を行う。

8. 保健委員会

健康観察の補助、健康な学校生活の啓発活動を行う。

特設委員会

1. 椰子委員会

文集『椰子』を編纂し、記録、保存する。

2. 選挙管理委員会

生徒会役員選挙に関する一切の事務を管理し運営する。

第18条

委員長の任期は委員の互選によって決定するものとする。
任期は1年とする。期間は、任命式の日より翌年の任命式までとする。

第19条 委員の任期

各委員の任期は

前期: 4月～10月

後期: 11月～3月 とする。

委員の再任は妨げない。ただし、特設委員会の任期は通年とする。また、特設委員会の委員は、他の委員と兼務することができる。

第7章 生徒会活動

第20条 生徒会活動の基盤

各学級活動は、生徒会活動の基盤である。

第21条 役員

各学級は、本会の活動を盛り上げるため次の委員を置く。

常設委員会

- ①学級委員 ②生活委員 ③環境委員 ④国際委員
- ⑤放送委員 ⑥図書委員 ⑦体育委員 ⑧保健委員

(それぞれ原則男女各1名。委員長は当該学級の委員を務める。)

特設委員会

- ①椰子委員 ②選挙管理委員

(椰子委員は各学級から男女を問わず2名を選出する。選挙管理委員は各学級から男女のいずれか1名。)

第22条 規定

会長、副会長、書記は公選とし、選挙に関する規定は別に定める。

第23条 選挙は、選挙管理委員会が行う。

生徒会役員選挙規定

第1章 総則

第1条 この規定はシンガポール日本人学校中学部生徒会規約第22条に基づき、生徒会役員選挙に適用する。

第2章 役員

第2条 この規定で選挙される役員は、

- ①会長(1名)
- ②副会長(1・2年各1名 計2名)
- ③書記(1年2名 2年2名)

第3条 役員の任期は、生徒会規約の定める通りとする。

第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は、各学級1名により構成される。

第5条 選挙管理委員長および副委員長は、委員の互選によって決定する。

第6条 選挙管理委員は、役員選挙に関する一切の事務を管理し、委員長は、一切の責任を負う。

第7条 選挙管理委員が、立候補した場合は、その者は委員の資格を失い、その委員の所属学級で補充を行う。

第8条 選挙管理委員会は、選挙に関する細則を定めることができる。

第4章 選挙事務

第9条 選挙管理委員会は、次の選挙事務を行う。

1. 立候補者の受付
2. 選挙運動の管理
3. 立会演説会の開催
4. 投票及び開票事務
5. 開票結果の承認と発表

第5章 選挙

第10条 会長、副会長、書記に立候補しようとするものは、1名の応援者をつけて選挙管理委員会が定める期日までに、届け出なければならない。

第11条 立候補者が定員に満たない場合、選挙管理委員会は3日間を限度として立候補の受付を延長することができる。

第12条 半年以内に本帰国することが確定しているものは、役員に立候補できない。

第13条 立候補者が定数と同じ時には、信任投票を行う。

第14条 信任投票は、過半数で信任とする。

第15条 信任投票の結果、立候補者が不信任となった場合、次のような手続きをとる。

1. 新しく立候補者を募集する。
2. 同じ人が立候補した場合→無投票当選
3. 違う人が立候補した場合→信任投票
4. 立候補者が多数の場合→立会演説会後に選挙

第16条 選挙運動は、公明正大でなければならない。

第17条 立候補者及び、応援者は、選挙管理委員会が指示する日に立会演説及び応援演説を行うことができる。

第18条 立候補者は、1回に限り放送演説を選挙管理委員会に申し込むことができる。

第19条 選挙活動は、立候補締め切り日から投票の前日までとするが、その方法については選挙管理委員会が定める細則による。

第20条 生徒会執行部または専門委員長が帰国等の理由で辞任し欠員が出た場合、生徒会会長、副会長、書記の場合には、選挙時に次点だった人が繰り上がる。信任投票だった場合には補欠選挙を行う。専門委員長・副委員長は委員の互選によって決める。

第21条 生徒会選挙後、落選者または不信任者は本条をもって、専門委員会または中央委員会に所属する権利を得る。

尚、信任投票によって不信任になった者が本条を使用する場合は、生徒会役員選挙規定 第15条2の行使を禁止する。

第22条 第一項

生徒会選挙終了後、中央委員会各員は任命式にて各役職任命の旨を学校長より任命される。学校長は生徒会選挙の結果および委員会の互選に基づいて、これを任命する。

第二項

任命式は生徒会選挙終了後、14日以降に行うものとする。

生徒会活動の組織図

